

ごみの分別 大図鑑

ごみの収集曜日を
書きましょう。



品目

収集曜日

燃やせるごみ

と曜日

容器包装
プラスチック類

第1・第2
第4 曜日

埋め立てるごみ

第3 曜日

資源類

第
第
曜日

曜日

家電製品・金属類

奇数月の第
偶数月の第 曜日

発泡スチロール類

奇数月の第
偶数月の第 曜日

木製家具
(受付制)

益田市総合サービスへお電話ください。
TEL:0856-24-0880

はじめに

ごみ処理費の負担方法 1

燃やせるごみ 2

ステーション収集困難物 3

在宅医療系廃棄物 4

容器包装プラスチック 5

埋め立てるごみ 6

資源類 8

家電製品・金属類 11

発泡スチロール類
廃食用油 12

廃食用油巡回回収日程表 13

木製家具
市で収集・処理できないごみ 14家電リサイクル法対象品目
家庭用パソコンの回収 15

廃消火器処分方法他 16

ごみの分別一覧表 17

リサイクルプラザ啓発棟 50

ごみ関連施設 51

野焼き・不法投棄の禁止 52

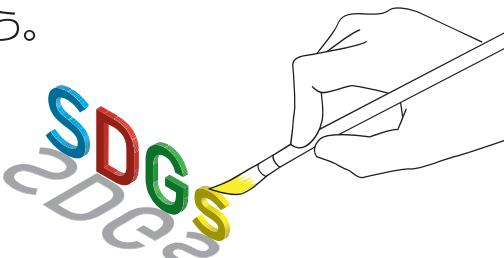
許可業者一覧表 53

はじめに

益田市では、平成31年3月に益田市一般廃棄物処理基本計画を改定しました。環境に関する国際的合意である「持続可能な開発目標(SDGs)」の考え方を踏まえて、前計画から取り組んでいる「まだ循環型社会の形成」を基本理念としました。また、本市の行政運営の指針として令和3年3月に策定した「第6次益田市総合振興計画」においては、SDGs(持続可能な開発目標)の理念に基づき、本市の地域課題を踏まえた「益田市版SDGs」を設定しました。「益田市版SDGs」の17の目標の達成を目指す中で、人・環境・経済・社会の好循環を生み出し、「だれ一人取り残さない」まちづくりを進めていくこととしています。

このような目標の達成に向けて、廃棄物分野においては市民、事業者、行政の参加と連携によるリデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)の「3R」の取り組みを3者が一体となってこれまで以上に進めていく必要があります。

廃棄物の排出量を減らし、廃棄物の適正処理による環境への負荷軽減に配慮し、まだ循環型社会の形成を目指しましょう。



益田市版 SDGs

① 益田市版 SDGs 	② 益田市版 SDGs 	③ 益田市版 SDGs 	④ 益田市版 SDGs 	⑤ 益田市版 SDGs 
⑥ 益田市版 SDGs 	⑦ 益田市版 SDGs 	⑧ 益田市版 SDGs 	⑨ 益田市版 SDGs 	⑩ 益田市版 SDGs 
⑪ 益田市版 SDGs 	⑫ 益田市版 SDGs 	⑬ 益田市版 SDGs 	⑭ 益田市版 SDGs 	⑮ 益田市版 SDGs 
⑯ 益田市版 SDGs 	⑰ 益田市版 SDGs 		益田市版 SDGsについて 詳しくはこちら (市公式ウェブサイト)	

ごみ処理費の負担方法について

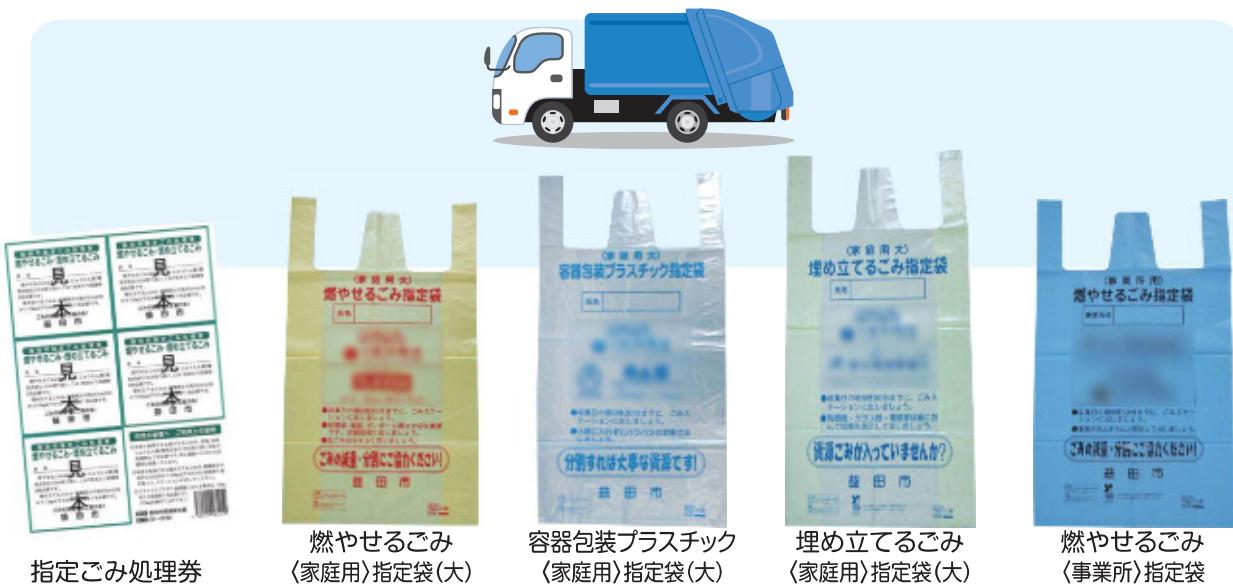
ごみ処理費の有料化の対象は「燃やせるごみ」「埋め立てるごみ」「容器包装プラスチック」とし、資源化を進めるとともに「資源ごみ」は従来どおり無料です。

益田市指定袋または益田市指定ごみ処理券を購入することにより、ごみ処理費の一部に充てています。排出量に応じて、ごみ処理手数料を負担する方式です。

指定袋及び処理券は、指定袋販売店で販売しています。市環境衛生課では販売していません。

益田市指定袋等の種類と金額

種類	金額	販売方法
燃やせるごみ (一般家庭)	指定袋 (大) 61円(1枚あたり)	1パック 10枚入り610円
	指定袋 (小) 41円(1枚あたり)	1パック 10枚入り410円
	指定袋 (極小) 31円(1枚あたり)	1パック 10枚入り310円
燃やせるごみ (事業所)	指定袋 (大) 102円(1枚あたり)	1パック 10枚入り1020円
埋め立てるごみ (一般家庭)	指定袋 (大) 51円(1枚あたり)	1パック 10枚入り510円
	指定袋 (小) 31円(1枚あたり)	1パック 10枚入り310円
容器包装 プラスチック	指定袋 (大) 20円(1枚あたり)	1パック 10枚入り200円
	指定袋 (小) 15円(1枚あたり)	1パック 10枚入り150円
指定ごみ処理券	61円(1枚あたり)	1シート 305円(5枚綴り)



指定ごみ処理券

燃やせるごみ
(家庭用)指定袋(大)

容器包装プラスチック
(家庭用)指定袋(大)

埋め立てるごみ
(家庭用)指定袋(大)

燃やせるごみ
(事業所)指定袋

燃やせるごみ(指定袋制)

出し方 ステーション収集 朝8時30分までにステーションに出してください

ステーションに出す場合

- ステーションへは、「燃やせるごみ」の指定袋に入れて、袋の口を結んで出してください。
(指定袋に入らない大きなごみのステーションへのごみ出しは禁止です)
- 衣類、カーテン類(布製)など、指定袋に入れば切る必要はありません。
※ボタン、ファスナーは取り除く必要はありません。
- 庭木、木屑、草なども直径10cm以下で、指定袋に入る長さに切って入れ、袋の口を結んで出してください。
- 生ごみは出来るだけ水切り袋等を使用して、水切りをして出してください。
- 包装紙・紙袋類は、古紙類(雑紙)として回収します。

生ごみ類



※串は危険防止の為、先を折って
包んで出してください。

- 串 ● 野菜 ● 貝殻 ● 卵 など

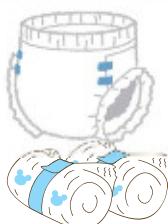
衣類・布切れ



指定袋に入れば切る必要はありません。

- 衣類 ● 布

資源にならないもの



※ティッシュの外箱はたたんで
「古紙類(資源)」へ。

- ティッシュペーパー ● キッチンペーパー ● 感熱紙・カーボン紙 ● 紙おむつ ● たばこ
- 保冷剤(プラスチック以外) ● アルミコーティング紙 ● 油取り紙 ● ワックス加工紙 ● ぬいぐるみ など

木切れ・剪定枝・草

直径10cm以下で、指定袋に入る長さに切って
指定袋に入れて出してください。



- 木切れ ● 剪定枝 ● 草



ステーション収集困難物の引き取り申し込みをする場合

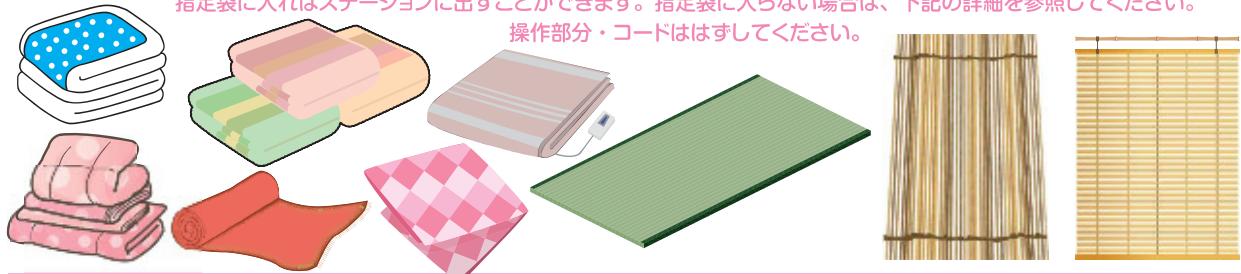
指定袋に入らない下記の対象品目はご依頼があれば、ご自宅までお伺いして収集します。

- 対象品目…布団類(掛け・こたつ・座布団)、毛布・カーペット類(電気式を含む)、畳・よしず・すだれ
- 収集日程…各地区収集カレンダーをご覧ください。(受付期間及び収集日が明記しております)
- 依頼方法…受付期間をご確認の上、市環境衛生課へ引き取りの申し込みをしてください。
- 手数料…各品目一品につき益田市指定ごみ処理券2枚(122円分)が必要です。

※「益田市指定ごみ処理券」は指定ごみ袋販売店にて事前に購入しておいてください。

布団・カーペット類(ステーション収集困難物の対象品目)

指定袋に入ればステーションに出すことができます。指定袋に入らない場合は、下記の詳細を参照してください。
操作部分・コードははずしてください。



● 布団類 ● 毛布 ● カーペット類 ● 畳 ● よしず ● すだれ

益田地区広域クリーンセンターへ直接搬入の場合

- 指定袋に入らない布団・毛布・カーペット類(布製・電気式を含む)・カーテン・庭木・木屑・よしず・すだれ・草・畳・建具・ラティス・すのこはクリーンセンター(焼却場)へ直接搬入することができます。但し、枝木、木屑等は直径又は厚さ10cm以下、長さ1m以下でないと、搬入することはできません。

※建具(住宅内の開口部に取り付けてある仕切り)はふすま、障子、厚さ3cm程度の木製ドア等が対象です。取手部の金属やガラスがある場合は必ず取り除いてください。

- 上記以外の「燃やせるごみ」も指定袋に入れてあれば直接搬入することができます。
- 料金の納入方法については、51ページごみ関連施設案内「クリーンセンター」の欄をご覧ください。



● 布団 ● 毛布 ● カーペット類(布製・電気式を含む) ● 庭木・木屑 ● よしず
● すだれ ● 畳 ● 建具(ふすま、障子、厚さ3cm程度の木製ドア等) ● ラティス ● すのこ
※よしず・すのこ・ラティスは自然素材に限ります。金具は取り除いてください。
※操作部分・コードははずしてください。

在宅医療系廃棄物

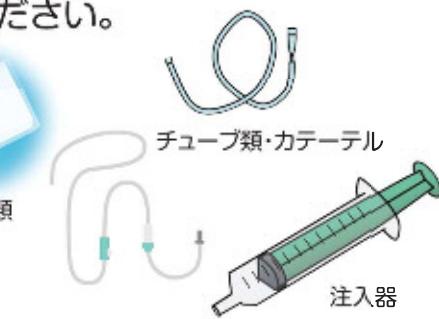
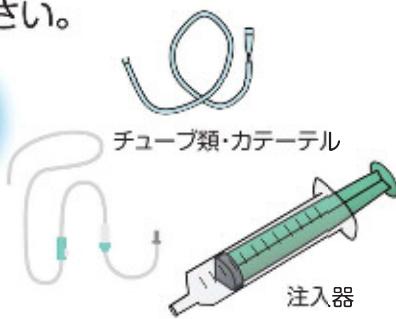
在宅医療廃棄物は下記の方法で収集しています。

ごみの排出時や収集作業において、針刺し事故などの危険がありますので、必ず正しい方法で排出していただきますようご協力お願いします。

燃やせるごみとして出せるもの

◎新聞紙などに包み、中身が出ないようにして、燃やせるごみの指定袋に入れてごみステーションに出してください。

- 脱脂綿・ガーゼ類



- チューブ類・カテール

※30cm程度に切ってください

- ビニール・プラスチック製のバッグ類

※点滴バッグ、CAPDバッグなどで針や血液が付着していないもの

- おむつ・ストーマなど

※排泄物を取り除いてください

- 注入器

- ペン型自己注射カートリッジ

※針は取り外して

医療機関や薬局に返却



ストーマ
(人工肛門)



点滴バッグ



CAPDバッグ

ごみとして出せないもの

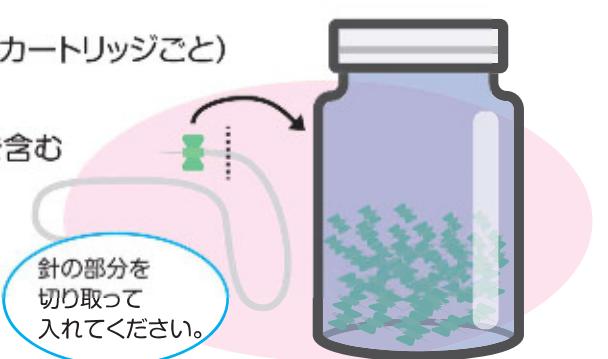
◎受け取った医療機関や薬局へ返却してください。

- 注射針、点滴針、ペン型自己注射針

(カートリッジから取り外せない針はカートリッジごと)
など鋭利なもの

※針のついた注射器やチューブ類を含む

- 血液がついた医療器具



針の部分を
切り取って
入れてください。

容器包装プラスチック(指定袋制)

出し方 ステーション収集 朝8時30分までにステーションに出してください

- 容器包装プラスチックは、プラスチック製品(パレット等)にリサイクル(再資源化)しています。
 - 容器包装プラスチックとは商品を入れたり、包んでいたもので、商品が消費または分離された場合に不要となるものであり、プラマークが付いているものが容器包装プラスチックです。
- ※透析バッグ、注射器など医療系廃棄物は出すことができません。
※4ページ在宅医療系廃棄物を参照してください。



このマークが目印です

ステーションに出す場合

- 「容器包装プラスチック」の指定袋に入れて、袋の口を結んで出してください。
 - 容器包装プラスチックの指定袋以外では回収しません。
 - 容器包装プラスチックをレジ袋などの小袋に入れて、指定袋に入れるのはやめてください。
- ※中身が見えないばかりでなく、リサイクルプラザの手選別が困難となりますので、皆様のご協力をお願いします。

リサイクルプラザへ直接搬入する場合

- 直接搬入の際は「容器包装プラスチック」の指定袋に入れてください。

容器包装プラスチック



- マヨネーズ・ケチャップ容器
- エーキャップ(プチプチ)
- 卵パックの容器
- 空の錠剤等の容器
- チューブ容器
- 果物などの保護ネット
- みかんネット
- 油の容器
- 食品トレイ
- 納豆の容器
- プラスチック製カップめんの容器
- 粉末スープ等、入っている容器
- 商品の外装フィルム
- 豆腐の容器
- ペットボトルのラベル、キャップ
- 湿気とり(水をためるタイプ)
- シャンプー等の容器
- など

埋め立てるごみ(指定袋制)

出し方

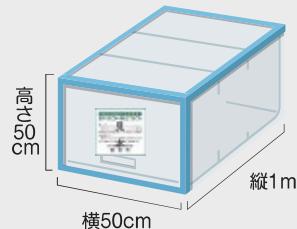
ステーション収集 朝8時30分までにステーションに出してください

ステーションに出す場合

- 「埋め立てるごみ」の指定袋に入れて、袋の口を結んで出してください。
- 「埋め立てるごみ」の指定袋に入らない大きなごみは、
指定ごみ処理券1枚(61円)を貼りステーションへ出してください。

指定袋に入らない埋立ごみの出し方

(衣装ケースの場合)



処理券1枚で処分できる品物の大きさ

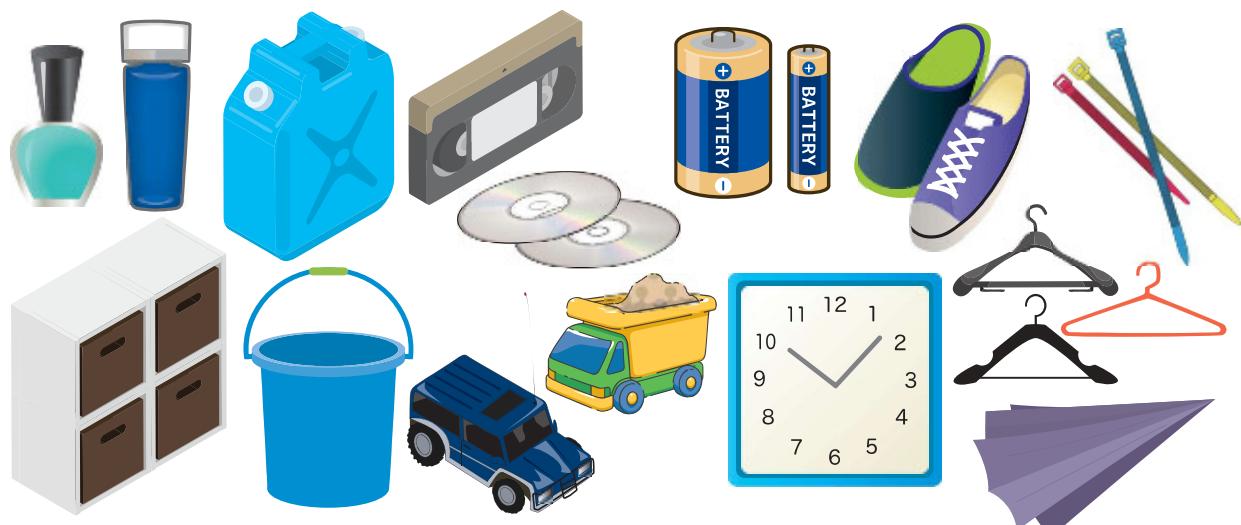
- 縦横高さの合計が2m以内で、かつ10kg以内のもの。
- 指定袋に入らない同等の製品ものどうしを束ねて、縦横高さの合計が2m以内で、かつ10kg以内であれば指定ごみ処理券1枚でステーションに出すことができます。

益田市リサイクルプラザへ直接搬入する場合

- 直接搬入する場合は、指定袋以外の中身が見える袋でも可能です。ただし処理手数料が必要です。
- 処理手数料は、ごみの重さ10kgあたり61円を直接支払ってください。
(計量は益田市リサイクルプラザでできます)
- 搬入施設については、51ページのごみ関連施設案内「リサイクルプラザ」の欄をご覧ください。

※指定ごみ処理券でも支払うことができます。

埋め立てるごみ



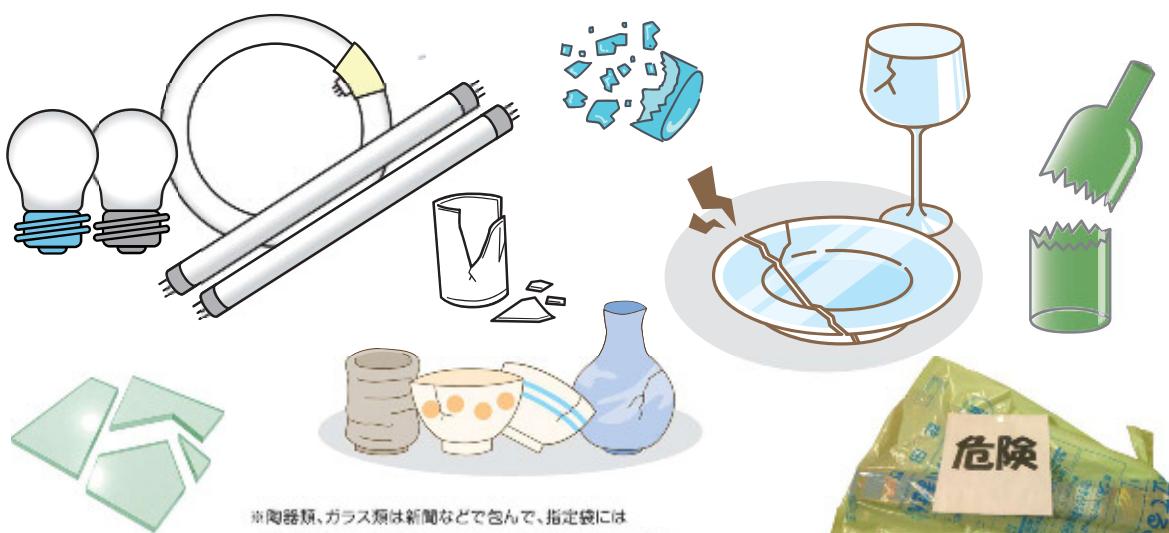
- 化粧品びん
- 油びん
- ポリタンク
- CD
- 電池(アルカリ・マンガン)
- 靴
- ビデオテープ
- PPバンド
- プラスチック製衣装ケース
- プラスチック製ポリバケツ
- 子供のプラスチック製おもちゃ
- 掛け時計
- 傘のビニール部分
- プラスチック製ハンガー
- など

蛍光灯、蛍光管類、陶磁器類及びガラス類の出し方(お願い)

- 益田市リサイクルプラザでは、埋め立てるごみから、蛍光灯、蛍光管類、陶磁器類及びガラス類の抜き取り選別を行っており、再資源化の促進と埋め立てるごみの減量化を進めています。
- 蛍光灯、蛍光管類、陶磁器類、ガラス類を「埋め立てるごみ」として出す場合には、できるだけ他の「埋め立てるごみ」と混合しないように、まとめて指定袋に出していただけると、リサイクルプラザでの選別作業の軽減になりますので、ご協力をお願いします。
- 指定袋に入れる時には蛍光灯、蛍光管類は新しく購入した蛍光管の包装箱などを利用し、割れない工夫をして、陶器類、ガラス類は新聞などで包んで、指定袋には「危険」表示の張り紙を張っていただくようお願いします。

蛍光灯、蛍光管類、陶磁器類及びガラス類の出し方

リサイクルプラザでの選別作業の軽減の為、できるだけ他の「埋め立てるごみ」と混合しないように、まとめて指定袋に入れて、「危険」表示の張り紙を貼って出してください。



※陶器類、ガラス類は新聞などで包んで、指定袋には「危険」表示の貼り紙を張っていただくようお願いします。

- 蛍光灯
- 蛍光管類
- 割れたガラス
- ワンカップのびん
- など

●事業者から発生した蛍光灯、ガラス類・陶磁器類は産業廃棄物になります。
その他にもステーションに出せない事業系ごみがあります。

●リフォーム、増改築等で発生した大量の建築廃材は処分することができません。
専門の処理業者に相談してください。

充電式電池・ボタン電池等を回収しています

市では、使用済みの充電式電池・ボタン電池等を市役所本庁、美都・匹見の各地域総務課(旧支所)で回収するため、専用の回収ボックスを設置しています。また、使用済みの携帯電話・スマートフォンも隣に回収ボックスを設置していますので、ご利用ください。

回収できるもの

- 充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)
- ボタン電池
- その他(モバイルバッテリー、電動歯ブラシ、電子タバコ、電気シェーバー)

※電池類は発火事故を防ぐため、端子部をテープで絶縁してください。

※乾電池(アルカリ、マンガン)は「埋め立てるごみ」にしてください。

※電動歯ブラシは本体のみの回収、ブラシ部は外して「埋め立てるごみ」にしてください。

資源類

(資源類を出す際の指定袋はありませんので、半透明または透明な袋を使用してください)

出し方

ステーション収集 朝8時30分までにステーションに出してください

カン類

飲料用のカン類が対象です。

※中身を抜いてください。

※飲料用以外の食用の缶などは、金属類で出してください。



※ボトルタイプのボトルキャップ部分は
金属製品で出してください。

- ジュースのカン
 - ビールのカン
 - コーヒーのカン
 - スポーツ飲料のカン
 - お茶のカン
- など

びん類

飲料・食用のびん類が対象です。

※中身を抜いてください。

※無色、茶色、その他の色に分けて袋に入れて出してください。

油びん、割れたびん、耐熱用ガラス使用のびん(ワンカップのびん)、薬のびん(アンプル含む)は「埋め立てるごみ」に出してください。



無色



茶色



その他



- 梅酒等をつくるびん
 - ジャムのびん
 - 一升びん
 - ウイスキーのびん
 - 唐辛子のびん
 - 塩のびん
 - 胡椒のびん
- など

古紙類

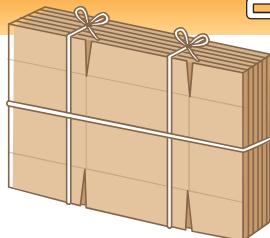
新聞紙(チラシを含む)・ダンボール・雑紙(紙箱・包装紙)・雑誌類が対象です。

※「新聞紙(チラシを含む)」「ダンボール」「雑紙・雑誌」に分けて、ひもで十文字に束ねて出してください。

※ダンボール、雑誌等に付いている金具(ホッチキスの針)は外さなくても回収可能です。

※できるだけ紙ひもで束ねて出してください。紙ひもを使用すると束ねた状態でリサイクル可能です。

古紙類



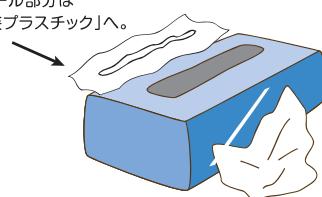
- 新聞紙(チラシ含む)
- ダンボール
- 雜紙・雑誌 など

《雑紙》製品を包んでいる紙製の箱や包装紙、または紙製製品が対象になります（サイズ、厚さは関係ありません）。包装紙に貼ってあるセロテープや、壁掛けカレンダーの金具は取り外してください。

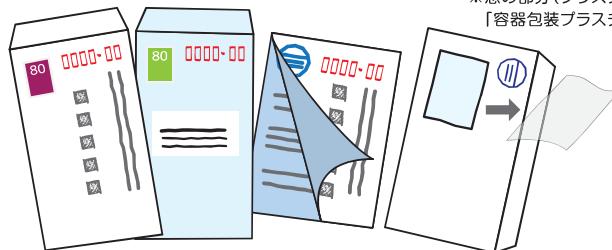
なお、一部リサイクルできない物がありますので、下記を参照してください。

雑紙類

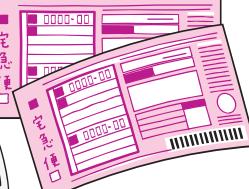
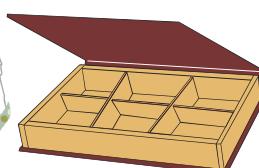
※このビニール部分は「容器包装プラスチック」へ。



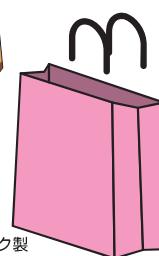
※窓の部分(プラスチック製)は「容器包装プラスチック」へ。



※プライバシーにかかるものは「燃やせるごみ」へ



※感熱紙タイプのものは「燃やせるごみ」へ。



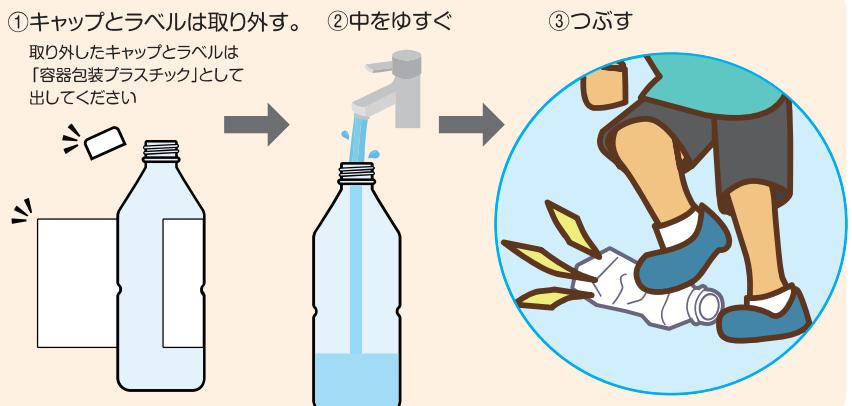
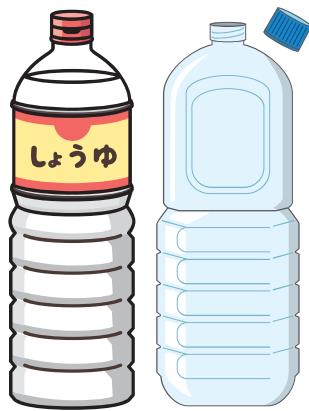
※壁掛けカレンダーなどに金具がついている場合は取り外して「金属類」へ。

※つぶして束ねる。

※持つところがプラスチック製のものは、外して「埋め立てるごみ」へ。

- ティッシュの箱
- 封筒・窓付き封筒
- ダイレクトメール・手紙
- 包装紙・箱
- お菓子の箱・レトルト食品などを梱包している箱
- メモ、レシート、付箋
- トイレットペーパー・キッチンペーパーの芯
- 紙袋
- カレンダー、ポスター など

ペットボトル（酒・しょうゆ・ドレッシング容器他、飲料用 PET 容器）



ポイント1 ソースの容器など、まぎらわしいものは、表示マークを目安としてください。

↑マークは「ペットボトル」、↓マークは「容器包装プラスチック」です。

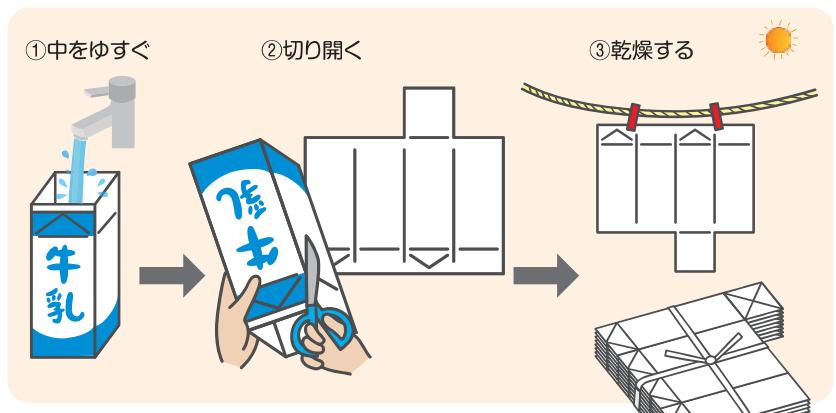
ポイント2 取り外しにくい醤油ボトルの中栓や、キャップを外した後に残るリングなどは無理に取る必要はありません。そのまま出してください。

ポイント3 ラベルが紙シールになっているものは、無理にはがす必要はありません。

● 酒・しょうゆ・ドレッシング容器他、飲料用のPET容器が対象です。

※容器の中を洗っても汚れが落ちないもの、また汚れがひどいものは「埋め立てるごみ」として出してください。

紙パック（牛乳・ジュース等の飲料用紙製容器）



ポイント1 内側がアルミコーティングされている紙パックは「燃やせるごみ」です。

ポイント2 注ぎ口のついた紙パックは、注ぎ口を切り取ってください。
(注ぎ口は「容器包装プラスチック」に出してください)

● 紙パックの内側が白いもの(アルミコーティングしていないもの)が対象です。

家電製品・金属類

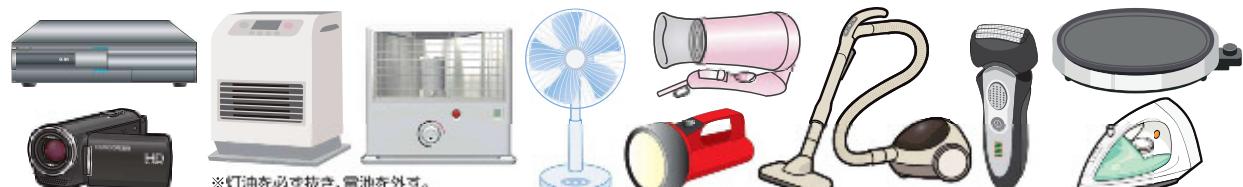
(金属類等を出す際の指定袋はありませんので、半透明または透明な袋を使用してください)

出し方 ステーション収集 朝8時30分までにステーションに出してください

家電製品

家電リサイクル法の対象品目とパソコン以外のコンセントのプラグがついている家電製品、または乾電池を使用する家電製品(おもちゃは除く)を対象とします。

また電気毛布、電気カーペットについては「燃やせるごみ」の対象になります。(コードは家電製品)



※灯油を必ず抜き、電池を外す。

- 掃除機
- 扇風機
- ビデオデッキ
- ビデオカメラ
- ストーブ・ファンヒーター
- ホットプレート
- 電気かみそり
- アイロン
- ドライヤー
- 嵐中電灯 など

※下記の家電リサイクル法対象品目とパソコンは、15ページを参照して適正に処理してください。



金属類

飲料用の「カン類」を除いた、金属でできている製品が対象になります。
小型のものは袋に入れて出してください。



- アルミ製のなべ容器
- アルミ製カップ(弁当用)、アルミ箔
- アルミレンジガード
- 一斗缶・ペンキ缶・オイル缶
- 缶詰
- 菓子缶
- 茶筒
- ミルク缶
- なべ
- やかん
- フライパン
- スプレー缶、ムース缶、カセットボンベ
- 傘の骨組 など

小型金属製品・刃物類

危険がないように刃の部分を包装して危険表示する。



- 安全かみそり
- T字かみそり
- 包丁
- なた
- アイスピック
- ナイフ
- かま
- はさみ
- カッター
- のこぎり など

発泡スチロール類

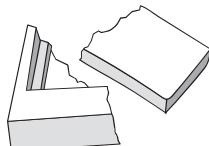
(発泡スチロール類の指定袋はありませんので、半透明または透明な袋を使用してください)

出し方

ステーション収集 朝8時30分までにステーションに出してください

ステーションに出す場合

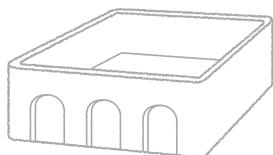
- 土などで汚れているものと、きれいなものに分けて透明な袋に入れて出してください。



家電製品等の品物を保護する発泡製品



天然素材のものは燃やせるごみ



● 緩衝材 ● 緩衝材(バラ) ● ト口箱 など

廃食用油

使用済みの植物性の油を回収し、リサイクルプラザで精製して、市の所有するディーゼル車の代替燃料として再利用しています。

- 回収できる廃食用油は、植物性の油のみです。動物性(ラード)などは固めるか、紙などに染みこませて「燃やせるごみ」として出してください。
- 廃食用油以外、鉱物油、動物性油(ラード等を含む)は絶対に入れないでください。

出し方

方法1:常設ステーションへ出してください。 方法2:巡回回収車の巡回日に出してください。

常設ステーションへ出す場合

- 益田市役所・美都分庁舎・匹見分庁舎及び益田公民館・高津公民館・安田公民館・鎌手公民館・種公民館・北仙道公民館・豊川公民館・真砂公民館・豊田公民館・西益田公民館・二条公民館・美濃公民館・小野公民館・中西公民館・東仙道公民館・二川公民館・旧匹見下公民館・道川公民館に回収タンクを設置しています。
- 自治会で回収タンクを設置してあるところもあります。
(自治会設置のタンクに排出する時は、自治会の排出ルールに従い排出してください)

《お願い》

長期間保管していた廃食用油は劣化し、良い燃料ができなくなりますので、量が溜まっていなくても3ヶ月に1度は回収用タンクへ移すようにしてください。

水や不純物の混入があるとリサイクルできませんので、雨の日の排出や不純物の混入にはご注意ください。

巡回回収日にあわせて出す場合

*13ページ廃食用油巡回回収日程表を参照してください。

- 巡回回収車が市内を回り廃食用油を回収しています。
(お住まいに近い回収場所以外でも排出することができます)

廃食用油巡回回収日程表

曜日	時間	回収場所
第1月曜日	9:00～ 9:10	三好家駐車場
	9:15～ 9:25	島根県教職員住宅入口（稻積自治会家電金属ステーション）
	9:30～ 9:40	中国電力土井アパート駐車場
	9:45～ 10:00	土井ふれあいセンター
	10:10～ 10:20	万福寺前（益田川土手沿い）
	10:25～ 10:40	「七尾苑」駐車場
	10:45～ 10:55	旭町集会所前
	11:00～ 11:10	旭ヶ丘団地バス停付近
	11:15～ 11:30	ヘアーサロンのがみ前付近

曜日	時間	回収場所
第1火曜日	9:00～ 9:10	ローソン益田東町店駐車場（奥側）
	9:20～ 9:30	ひとまろビジョン奥南町自治会ステーション
	9:35～ 9:45	山陰合同銀行益田支店駐車場（裏通り側）
	9:55～ 10:05	中島児童公園
	10:10～ 10:20	J A西いわみ中吉田出張所
	10:30～ 10:45	太平町子供広場内
	11:00～ 11:10	キヌヤ久城店

曜日	時間	回収場所
第1水曜日	9:00～ 9:10	県営住宅飯田団地4号棟前
	9:20～ 9:30	高津小学校入口高津自治会ステーション
	9:45～ 10:00	オオクボジャンボ市前
	10:05～ 10:15	えびすヶ丘団地入口
	10:25～ 10:35	ひばりヶ丘公民館前
	10:40～ 10:55	雪舟一号橋付近乙吉自治会ステーション
	11:00～ 11:10	雪舟橋自治会館
	11:15～ 11:25	雪舟東児童公園

曜日	時間	回収場所
第1木曜日	9:00～ 9:15	自由ヶ丘自治会ステーション
	9:25～ 9:35	キヌヤ本店駐車場（郵便局側）
	9:50～ 10:00	高津中学校正門入口
	10:05～ 10:15	浜西自治会不燃物ステーション
	10:20～ 10:30	浜東自治会家電金属ステーション
	10:40～ 10:50	高町自治会家電金属ステーション（リサイクルBOX設置場所）

木製家具

出し方

方法1：電話で引き取りの申し込みをする。 方法2：直接リサイクルプラザへ搬入する。

引き取り申し込みをする場合

- 益田市総合サービスへ
直接電話(☎:24-0880)で
申し込みください

※引き取り・直接搬入共に無料です。

リサイクルプラザへ直接搬入する場合

- 直接搬入する際に、リサイクルプラザの窓口に持参したことを
伝え、係員の指示に従ってください。

〈注意〉● リクライニング機能付きソファーベッド、こたつの天板のみなどは回収できません

- 中に何も入っていないことを確認してください。



一般家庭で使用していた木製の家具
(ガラス、釘、取っ手などはそのまま結構です。)



※電気こたつのヒーター部分は取り外して
家電製品・金属類に出してください。

- みずや ● たんす ● ソファー ● 電気こたつ ● イス ● カラーボックス など

市で収集・処理できないごみについて

- 下記のものは、市では適正に処理することができません。解体業者または専門処理業者にご相談していただくようお願いします。
- これ以外にも収集できないものがありますので、詳しくは市環境衛生課へお問い合わせください。



※ボタン電池については
7ページを
参照してください。

- 自動車・バイク類
- 大型農機具
- 太陽ヒーター
- ポイラータンク
- 建築廃材
- ビニールハウス
- 効薬類
- 風呂釜
- キッチンテーブル
- ドラム缶
- スプリングマット
- 金庫(耐火用)
- 仏壇
- バッテリー
- タイヤ
- ピアノ類
- オイルヒーター
- 椅子型あんま機
- 消火器
- ガスボンベ
- ペンキ
- ボタン電池 など

家電リサイクル法対象品目

家電リサイクル法対象品目であるテレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機の6品目については、市で処理することができません。下記の方法で適正な処理をお願いします。

処分方法

方法1：購入店で引き取り依頼をする。
方法2：買い替えのときに依頼をする。

※ご不明な点があれば、市環境衛生課へお問い合わせください。

処分料金

対象家電製品	リサイクル料金	収集運搬手数料
テ レ ビ		
冷蔵庫・冷凍庫	リサイクル料金は 対象品目によって 異なります	+ 収集運搬料金は各販売店や 収集運搬業者が決めます。
エ ア コ ナ		
洗 灌 機		
衣 類 乾 燥 機		

※リサイクル料金は対象品目、メーカーによって異なります。処分の際は販売店か収集運搬業者などに確認して処分してください。

■家庭用パソコンの回収

不用なパソコンの処分は下記の方法をご利用ください。市では収集しておりません。

宅配回収

市では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、不要になった家庭用パソコンを宅配便による無料回収で行っております。



リネットジャパンリサイクル(株)
URL: <https://www.renet.jp/>
TEL : 0570-085-800 (10時~17時)

リネットジャパン 検索



- データはご自身で消去してください。（無料消去ソフトの提供などのサービスもあります）
- 他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- パソコンを含むダンボール1箱分
(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料。

メーカー回収

自作パソコン・メーカーがわからない場合は下記へお問い合わせください。

一般社団法人 パソコン3R推進協会

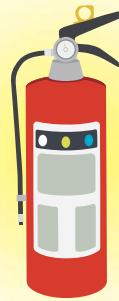
URL : <https://www.pc3r.jp/>

TEL : 03-5282-7685 ※月～金(年末年始、祝日除く)

受付 : 9~12時、13時~17時

廃消火器処分方法について

古くなった消火器は市で処理することができません。
下記の方法等で適正な処理をお願いします。



方法1 特定窓口(消火器の引き取りを行える販売店)に引き取りを依頼する。

- ①特定窓口に回収を依頼または持ち込み。 ②特定窓口でリサイクルシールを購入。
※リサイクルシールの他、運搬費用等がかかります。詳細は特定窓口にてお問い合わせください。
※登録業者は消火器リサイクル推進センターHP(<http://www.ferpc.jp>)にて検索できます。

方法2 ゆうパックによる回収を依頼する。 ※法人の申し込みはできません。

- ①ゆうパック専用コールセンターに申し込み(☎0120-822-306)
10:00～12:00 13:00～17:00 土・日・祝日・定休日を除く
②発送用の専用箱が届きますので、その際代引きにてリサイクル費用をお支払いください。
薬剤量 3kg以下または3ℓ以下の消火器が対象

水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計を回収しています

市では、水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計を市役所環境衛生課、美都・匹見分庁舎(旧支所)の窓口で回収しています。

※デジタル式、赤液体温計は対象外です。

医療機関などの事業所から排出されるものは対象外です。

事業系廃棄物の処理方法について

事業者は、その事業に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条による事業者の責務)

事業系一般廃棄物(燃やせるごみ)の処理は次のとおりです。

- ①左記の一般廃棄物収集運搬許可業者と契約し、業者に依頼する。
- ②益田地区広域クリーンセンター(ごみ関連施設案内参照)に直接搬入する。
※事業活動に伴って発生した事業者自らのごみを運搬する場合に限る。
※事業所用指定袋(10枚入り1,020円)で搬入した場合は指定袋代のみ。
※指定袋を使用しない場合は従量制(110円／10kg)になります。
- ③事業所用指定袋を使用して、地元のごみステーションに出す。
※ステーションを管理している地元自治会の同意を得た上で排出してください。